

○環境省令第二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）を実施するため、平成三十年七月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月二十二日

環境大臣 原田 義昭

平成三十年七月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の一部を改正する省令

平成三十年七月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（平成三十年環境省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>（平成三十年七月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物の特例）</p> <p>第二条 産業廃棄物処理施設の設置者が、平成三十年七月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理をその処理施設において行う場合に係る法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第十二条の七の十六第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般</p>	<p>（平成三十年七月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物の特例）</p> <p>第二条 産業廃棄物処理施設の設置者が、平成三十年七月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理をその処理施設において行う場合に係る法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第十二条の七の十六第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般</p>

廃棄物（当該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。

一〇七（略）

八 令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場次のいずれにも該当する一般廃棄物（特別管理一般廃棄物であるものを除く。）

イ 平成三十年七月豪雨により生じた一般廃棄物（岐阜県、京都府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、福岡県又は佐賀県の区域内において生じたものに限る。）

ロ・ハ（略）

廃棄物（当該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。

一〇七（略）

八 令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場次のいずれにも該当する一般廃棄物（特別管理一般廃棄物であるものを除く。）

イ 平成三十年七月豪雨により生じた一般廃棄物（京都府、兵庫県、岡山県、広島県、愛媛県又は福岡県の区域内において生じたものに限る。）

ロ・ハ（略）

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。